

大阪市立共同利用施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（指定申請の公告）

第11条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「第11条第2項」を「第12条」に、「申請の内容が」を「指定申請の内容を」に、「適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を」を「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、」に、「選定してはならない」を「選定するものとする」に改め、同条第2号中「十分に」を「最大限に」に改め、同条を第14条とする。

第12条第3号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（指定申請）

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指

定申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年 9 月 7 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

共同利用施設の指定管理予定者の選定方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるの
で、この案を提出する次第である。

大阪市立共同利用施設条例（抄）

（指定の申請）

第11条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、施設の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（指定申請の公告）

第11条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

（指定申請）

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第12条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

第13条

- (1)-(2) 省 略
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 省 略
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 省 略

(指定管理予定者の選定)

第13条 市長は、第11条第2項の規定による申請の内容が 次に掲げる基準に適合すると認め
第14条 第12条 指定申請の内容を 照らして総合的

るときでなければ、当該申請をした法人等を 指定管理者の指定を
に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、

受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定してはならない。
選定するものとする。

(1) 省 略

(2) 設置の目的に照らし施設の効用を十分に 発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図
最大限に

られるものであること

(3)-(4) 省 略

第14条 - 第16条 省 略
第15条 第17条